



9	R5. 8. 30	R5. 9. 7	○（新宿区○丁目○番○号）に係る消防用設備等竣工届出書（平成14年5月7日14新予（着）第14-0097号）の配管系統図及び摩擦損失計算書	4	●																	東京消防庁予防部予防課
10	R5. 9. 1	R5. 9. 7	1 ○（大田区○丁目○番○号）○に係る消防用設備等設置届出書（昭和53年2月22日大森消防署予防課第70号）の系統図及び設備図 2 ○（大田区○丁目○番○号）○に係る消防用設備等設置届出書（平成16年7月26日16大予（設）第223号）の系統図及び平面図	7	●																	東京消防庁予防部予防課
11	R5. 9. 6	R5. 9. 8	○（足立区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成5年6月11日足立消防署予防課）の各階平面図	4	●																	東京消防庁予防部予防課
12	R5. 8. 31	R5. 9. 11	○（杉並区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和55年7月4日荻窪消防署予防課第91号）	22	●					●	●											東京消防庁予防部予防課 届出者住所、氏名等及び起案者等の印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 起案者等の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。 共同住宅の共用部及び住宅部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。
13	R5. 8. 31	R5. 9. 11	○（品川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（平成6年10月6日品川消防署予防課第733号）の系統図及び平面図	8	●					●	●											東京消防庁予防部予防課 住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅部分及び共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。
14	R5. 9. 8	R5. 9. 13	○（新宿区○丁目○番○号）に係る消防設備業届出書（令和2年1月10日2新落（業）第1号）の鑑及び別紙	4	●																	東京消防庁予防部予防課
15	R5. 9. 11	R5. 9. 13	○（台東区○丁目○番○号）に係る電気設備設置（変更）届出書（昭和44年12月19日下谷消防署予防課収第398号）の立面図	4	●																	東京消防庁予防部予防課
16	R5. 9. 5	R5. 9. 14	○（江戸川区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成18年3月1日17葛予（使）第184号）のかがみ及び2階平面図	2	●																	東京消防庁予防部予防課
17	R5. 9. 5	R5. 9. 14	○（江戸川区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成2年3月14日江戸川消防署予防課第408号）のかがみ及び地下1階から3階の平面図 2 防火対象物使用開始届出書（令和3年4月1日3葛予（使）第1号）のかがみ及び1階平面図 3 防火対象物工事等計画届出書（令和3年6月3日3葛予（工）第30号）のかがみ及び1階平面図	13	●					●	●											東京消防庁予防部予防課 住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅部分及び共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。



29	R5. 9. 12	R5. 9. 20	東久留米消防署（５）内装その他改修工事の内訳書一式	23	●																	東京消防庁総務部施設課	
30	R5. 9. 14	R5. 9. 20	①青梅消防署（５）浴室その他改修工事 ②三鷹消防署下連雀出張所（５）屋上ほか１か所防水修繕工事の内訳書一式	24	●																	東京消防庁総務部施設課	
31	R5. 9. 15	R5. 9. 28	千住消防署ほか２か所（５）電灯設備改修工事の内訳書一式	26	●																	東京消防庁総務部施設課	
32	R5. 9. 21	R5. 9. 28	東京消防庁麻布消防署仮庁舎敷地地質調査の内訳書一式	4	●																	東京消防庁総務部施設課	
33	R5. 9. 22	R5. 9. 28	①秋川消防署ほか３か所（４）太陽光発電設備その他改修工事 ②成城消防署ほか３か所（４）太陽光発電設備その他改修工事 ③足立消防署綾瀬出張所ほか３か所（４）太陽光発電設備その他改修工事 ④玉川消防署奥沢出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事の内訳書一式	268	●																	東京消防庁総務部施設課	
34	R5. 9. 22	R5. 9. 28	①足立消防署淵江出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事 ②尾久消防署尾竹橋出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事 ③向島消防署立花出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事 ④葛西消防署ほか３か所（４）太陽光発電設備その他改修工事 ⑤滝野川消防署田端出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事の共通費算定書	21	●																	東京消防庁総務部施設課	
35	R5. 9. 25	R5. 9. 28	①石神井消防署石神井公園出張所（５）電灯設備改修工事 ②小金井消防署緑町出張所（５）電灯設備改修工事の内訳書一式	27	●																	東京消防庁総務部施設課	
36	R5. 7. 13	R5. 9. 4	火災調査書類（令和５年６月２８日５杉阿第２４号）のうち、火災調査書	2	●																	東京消防庁予防部調査課	
37	R5. 7. 19	R5. 9. 4	火災調査書類（令和５年３月２９日４荏戸第１０８号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調書 4 現場質問調書（令和５年２月１４日付） 5 鑑識見分調書（第１回） 6 鑑識見分調書（第２回） 7 現場質問調書（令和５年３月１７日付）	60	●																	東京消防庁予防部調査課	
																						（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	
																						（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号） この情報は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	

38	R5. 7. 20	R5. 9. 12	火災調査書類（令和5年6月22日5新予第391号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書 4 鑑識見分調査書 5 質問調査書 6 出火建物・避難状況等調査書 7 建物・収容物損害調査書 8 建物以外の損害調査書	99	●													(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号) この情報は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁予防部調査課	
39	R5. 8. 2	R5. 9. 26	火災調査書類（令和5年7月31日5芝予第765号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書 4 質問調査書 5 延焼状況等調査書 6 出火建物・避難状況等調査書 7 建物・収容物損害調査書 8 建物以外の損害調査書	51	●													(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁予防部調査課	
40	R5. 9. 13	R5. 9. 27	○（東京都中央区○丁目○番○号）における少量危険物貯蔵取扱所設置届出書（31臨予（少）第21号）に係る次の書類 (1) 少量危険物貯蔵取扱所設置届出書 (2) 委任状	3	●														東京消防庁予防部危険物課	
41	R5. 9. 22	R5. 9. 27	○（中央区○丁目○番○号）に係る少量危険物貯蔵取扱所設置届出書（平成29年2月9日受付28京予（少）第24号）	1	●														東京消防庁予防部危険物課	
42	R5. 9. 7	R5. 9. 22	本郷消防職員のフルネーム ○さん ○さん ○さん ○さん ○さん ○さん ○さん 開示を求めます。		●														当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するものとします。	東京消防庁総務部総務課
43	R5. 9. 8	R5. 9. 22	令和5年5月16日23時34分に覚知した東京都新宿区○丁目○番○号の火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）消防活動総括表（別記様式第35号）	1	●														(7条2号) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）条例第7条第2号に該当する。	東京消防庁警防部警防課
44	R5. 9. 7	R5. 9. 14	東京消防庁が保有する令和5年7月の救急の出動に関する各日の記録の中で、それぞれの日に入電から現場到着まで30分以上かかった件数が分かるもの		●														該当する文書は作成しておらず、存在しないため。	救急部救急管理課
45	R5. 9. 1	R5. 9. 29	○（東京都八王子市○丁目○番○号）が過去救急隊の患者受け入れを拒否した事例に関する①救急活動記録票及び②八王子消防署で作成した記録の全て。黒色だけでもほしい。													●			当該開示請求に係る情報は、特定の医療機関が過去に救急患者の受入を拒否した事実の有無に関するものであり、当該事実の有無を答えることで特定法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。 また、特定の医療機関について、救急患者の受入拒否の有無について答えることは、医療機関と実施機関との信頼関係を損ない、今後の救急活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第6号に該当する。 したがって、東京都情報公開条例第10条により、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。	救急部救急管理課



